

恵庭市議会公式 Facebook ページによる情報発信に関するガイドライン

1. ガイドラインの目的

近年、Facebook やツイッター、ブログ等に代表されるインターネット上のソーシャルメディアの普及に伴い、地方議会においても効果的な情報発信手段としての利用が増えている。

ソーシャルメディアは、安易な操作ですばやく情報発信できる点で優れた機能を有する。また、発信した情報の拡散にも期待ができる。しかし一方では、不適切な表現や誤った情報を発信することで、想定しない影響を及ぼす危険性を持ち合わせている。

このため、恵庭市議会公式 Facebook ページで情報発信する際、Facebook を適正に利用し情報発信するための基本ルールとして、ガイドラインを策定する。

2. 適用範囲

本編は、恵庭市議会公式 Facebook ページを利用し、議会事務局に対して適用する。

3. 情報発信時の基本ルール

(1) 意思決定

恵庭市議会公式 Facebook ページにおける情報掲載は、運用管理者の管理責任のもとに発信することとし、その都度発信管理者の決裁を必要とする。ただし、運用管理者が特に認めた場合は掲載できるものとする。

(2) 掲載時の注意点

- ①発信する情報は正確を期すとともに、その内容について誤解を招かないよう留意すること。
- ②市の政策や議会の公式見解を掲載する場合は、掲載する内容や公開する時期に細心の注意を払うこと。
- ③自らが発信した情報により誤解を生じさせたり、他者を傷つけたりした場合は、速やかに運用管理者に報告し、その事実を率直に認めて早急に訂正するなど、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めること。

(3) 法令等の遵守

- ①個人が特定できる写真や映像、文章などを掲載する場合は、事前に本人や所属団体、企業などの了解を得るなど、基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権などに十分留意すること。
- ②恵庭市情報セキュリティ対策基準（平成29年2月8日実施。以下「セキュリティ対策基準」という。）の規定を遵守すること。

(4) 禁止事項

- ①公式決定されていない市の政策（意思形成過程にある政策や事業内容等）、または市及び議会の見解の掲載を禁止する。
- ②戸籍、税、福祉等における個人情報及び財務、契約、給与等の情報等、セキュリティの侵害が住民の生命、財産、プライバシー、行政事務の執行等に重大な影響を及ぼす、セキュリティ対策基準3(1)に規定する重要度A及び重要度Bに該当する情報の掲載を禁止する。
- ③次に掲げる情報の掲載を禁止する。なお、判断に迷う場合は、運用管理者と協議すること。
 - ア．人種、思想、信条などの差別又は差別を助長させる情報
 - イ．宗教性のあるもの
 - ウ．違法行為又は違法行為を煽る情報
 - エ．単なる噂や噂を助長させる情報
 - オ．社会問題について特定の主義又は主張にあたるもの
 - カ．その他公序良俗に反する一切の情報

附 則

このガイドラインは、平成29年8月31日から実施する。

附 則

このガイドラインは、平成30年11月19日から実施する。